千人規模から対象に

―IR施設は3類型から選択

与党、4月1日施行の政令を確定

自民党と公明党は6日、カジノ解禁に伴う「IR実施に向けた制度・対策に関するPT」を開き、政府案を了承した。候補地選択の基準となるIR規模などについての目安を政省令で決めた。別表にこれを整理しているが、「極めて大規模な国際会議」から「一般的な規模の国際会議」まで3類型を想定、これらはこれからの候補地域からの申請を想定したもので、インバウンドにシフトさせた内容だと見ることができる。

会議場の収容人数は千人以上かつ併設する展示場の床面積が12万㎡（6千人以上なら2万㎡）以上あると候補地に申請できることになっており、集客に限界のある地方に配慮した内容となった。

これに別表の魅力増進施設（観光の魅力に資する劇場、演芸場、音楽堂、競技場、映画館、博物館、美術館、レストランその他の施設――具体的なコンテンツ内容は都道府県や民間事業者に委ねられている）の要件についてⓐ多様なコンテンツを、内容に応じた発信方法に絞り魅力を幅広く伝えるⓑコンテンツを絞った上で、多様な発信方法を活用し、魅力をより深く伝えるかを選択、その上でⓒ魅力増進施設がその誘客効果を維持・向上させる仕組みの説明を求めるとした。

これに加え、次の送客施設の要件を示した。（以下4項目は全てを満たすこと）

▽ショーケース機能　日本各地の必要な情報をVRなど最先端技術を活用し発信する

▽コンシェルジュ機能　旅行計画を提案し、必要な手配をワンストップで実施

▽多言語対応機能　右記について英語を含め複数の外国語で提供する

▽十分な多数の来きる情報提合スペース

これらに

IR（特定複合観光施設）の中核施設の具体的な要件

1～3のいずれかの開催要件を満たしていること

1. 極めて大規模な国際会議と一般的な規模の展示会（床面積2万㎡～、6,000人～）
   国際会議のすべてに対応可能な規模
   複数の大規模な国際会議の同時開催が可能
   最大の会議室の収容人数と同数以上の収容数規模の中小会議室群を持つ
2. 極めて大規模な展示会と一般的な規模の国際会議（床面積12万㎡～、3,000人～6,000人）
   複数の大規模な展示会の同時開催が可能な規模
   最大の会議室の収容人数と同数以上の収容数規模の中小会議室群を持つ
3. 大規模な国際会議と展示会が開催可能な規模を持ちバランスがとれている（床面積6万㎡～、1,000人～3,000人）
   ●国際会議場施設
   大規模な国際会議に対応可能な規模を持つ
   複数の一般的な規模の国際会議の同時開催が可能な規模
   最大の会議室の収容人数と同数以上の収容数規模の中小会議室群を持つ
   ●展示会施設
   大規模な展示会に対応可能な規模を持つ
   複数の一般的な規模の国際会議の同時開催が可能な規模であり、その際、絶え間なく展示会が開催できるような規模

4. 魅力増進施設の要件
（以下の①か②を選択、③は必須）
①多様なコンテンツを、内容に応じた発信方法に絞った上で、魅力を幅広く伝える
②コンテンツを絞った上で、多様な発信方法を活用し、魅力をより深く伝える
③魅力増進施設がその誘客効果を維持・向上させる仕組み

5. 送客施設の要件
（以下の①～④の全てを満たすこと）
①ショーケース　日本各地の必要な情報をVRなど最先端技術を活用して発信する
②コンシェルジュ　旅行計画を提案し、必要な手配をワンストップで実施

秘匿特権の拡大　海外からどう評価

G20の検討テーマに

国際的な被疑事件に強く影響へ

自民党競争政策調査会は8日、独禁法改正法（独禁法改正法案）と「プラットフォーム・ビジネスを巡る諸外国の動向」を公正取引委員会から聴取したが、この席上に岸田文雄政調会長が登場、「この独禁法改正とプラットフォーム（PF）は極めて重要な議論であり早急に検討を進め、3月までに結論を出してほしい」と異例の要請を行った＝写真。統一地方選や参院選への公約のほか、6月7日からのG20では議長国の日本が提案する目玉政策になるとの判断があるようだ。

独禁法改正法案

独禁法改正は本紙既報（2月4日付）の通り、新たな制度である課徴金減額制度（協力減算制度）でのインセンティブ付与を内容にしたもの。日弁連などが「秘匿内容を拡大すべき」と求めている「弁護士などへの秘匿特権の実質的な導入」も含まれている。

公取委は「この制度の下で調査協力を行うためには外部の弁護士に相談することがより効果的」。「対象となる不当な取引制限に関する弁護士との秘密の相談文書に審判官がアクセスしない手続きを設けることが、この新しい制度を機能させることになる」。

これに関連して「他の国での競争法の違反被疑事件と関連した国際的な独禁法違反の被疑事件など、この制度対象の範囲について早急に検討する」「中小企業に不利益とならないように留意する」。この制度は「企業法務に精通した経団連の会員企業、海外競争法の実務に精通した弁護士、外国法の明るい学識経験者、海外での秘匿特権の取り扱いを踏まえて取りまとめた」と説明している。

秘匿特権を導入したことを海外諸国から評価されるためには「判別官の判断を裁判所で争い物件の返還を求めることが重要」となるが、この経済界からの懸念に対して公取は「判別官が対象外と判断した物件を、事業者が対象であるとした場合、事業者は公取委に物件の返付請求を行い、これを公取が却下や棄却処分を行ったとき、この処分を裁判所に抗告訴訟を提起することができる、との方法で判別官の判断を争える」「非公開かどうかは、現行の民事訴訟法での営業の秘密に当たるかどうかの観点から、裁判所が判断している」と説明した。

全国中小企業団体中央会は「秘匿手続きの対象範囲の拡大は、下請取引など優先的地位の濫用への積極的な執行を求めている中小企業に配慮した検討」を求めた。

プラットフォーマーに「5つの原則」

自民党の岸田文雄政調会長は8日の同会議の途中に急きょ出席、海外からのアマゾンなど「デジタル・プラットフォーマー（PF）」に次の5つの原則を示し、3月中に検討するように求めた。

①PFの状況を調査し、国の組織が、

②PFと関係、競争力の関係を

③PFとの関係をラインでか

④M&Aより、競争関

各国のプラットフォーマー（PF）への対応

日本
- ●改正個人情報保護法の全面施行（17年5月）
- ●規定の域外適用、外国執行当局への情報提供の規定がある
  →個人情報保護法に基づき、フェイスブックを行政指導
  →6月7日～　G20

対応
- 専門組織の創設の検討
- 透明性と公正性確保の観点から規律の導入の検討
- PFの取引慣行の実態把握のため公取委が調査を実施

EU
- ●一般データ保護規則GDPRを施行
- ●規定の域外、国際協力規定がある　海外事業者に制裁金規定

対応

2019年（平成31年）
2月18日
（月曜日）

金融経済新聞

週間株価推移

	2/7	8	11	12	13	7比
三菱UFJ	578.1	■	建国記念日	※	※	△0.8
三井住友	3.928	■		※	※	△1.3
みずほ	173.4	■		※	※	△0.9
コンコルディア	441	■		※	※	△3.2
静岡	864	■		※	※	△1.6
千葉	674	■		※	※	△1.0
ふくおか	2332	■		※	※	△2.7
八十二	449	■		※	※	△1.3
めぶき	294	■		※	※	△1.7
ほくほく	1.207	■		※	※	▼0.6
ゆうちょ	1.254	■		※	※	△2.0

お天気マークは、前日比で上昇は■、横ばいは□、下落は■。△は上昇幅、▼は下落幅を示す。

発行所 金融経済新聞社
〒104-0045東京都中央区築地7-12-14　TEL03(6264)0881

全国の助成金検索サービス
助成金なう
経営者向けキラーコンテンツ／市区町の情報も網羅
助成金なう で検索　株式会社ナビット

HEADLINES

総合

NPO支援などで連携

日本公庫、中央労金　2

日本政策金融公庫と中央労働金庫は、「業務連携・協力に関する覚書」を締結した。NPO法人などの融資に関するもの。SDGsが広く認知されるようになり、金融機関でもNPO法人や社会福祉法人などのソーシャルビジネスへの支援が求められている。資金や情報提供などで両者がバックアップすることで、地域経済の活性化を目指していく。

総合

サブスク事業に参入